

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																					
大原簿記法律＆美容製菓専門学校 和歌山校	平成21年3月31日	田中 克実	〒 640-8341 (住所) 和歌山県和歌山市黒田88番地1 (電話) 073-475-8010																					
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																					
学校法人 大原学園	昭和54年4月1日	中本 每彦	〒 101-0065 (住所) 東京都千代田区西神田1丁目2番10号 (電話) 03-3292-6266																					
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																			
衛生	衛生関係専門課程	美容学科	平成23(2011)年度	-	平成26(2014)年度																			
学科の目的	本学科は、教育基本法及び学校教育法に基づき、衛生関係並びにビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。																							
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	取得可能な資格: 美容師免許																							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																	
2年	昼間	※単位時間、単位いすれかに記入 1,700 単位時間 - 単位	980 単位時間 - 単位	515 単位時間 - 単位	515 単位時間 - 単位	0 単位時間 - 单位	0 単位時間 - 单位																	
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																				
60 人	0 人	0 人	0 %	0 %																				
就職等の状況	■卒業者数(C) : 0 人																							
	■就職希望者数(D) : 0 人																							
	■就職者数(E) : 0 人																							
	■地元就職者数(F) : 0 人																							
	■就職率(E/D) : 0 %																							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 0 %																							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 0 %																							
■進学者数 : 0 人																								
■その他																								
(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)																								
■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 卒業者なし																								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載				無																			
評価団体 :	受審年月 :	評価結果を掲載したホームページURL																						
当該学科のホームページURL	https://www.o-hara.ac.jp/senmon/school/wakayama/																							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定)																							
	<table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>1,700 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>900 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>0 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>900 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>900 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>0 単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>900 単位時間</td> </tr> </table>							総授業時数	1,700 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	900 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	900 単位時間			
	総授業時数	1,700 単位時間																						
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間																						
	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																						
	うち必修授業時数	900 単位時間																						
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間																						
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																						
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	900 単位時間																						
	(B : 単位数による算定)																							
<table border="1"> <tr> <td>総単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>うち必修単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td> <td>- 単位</td> </tr> </table>							総単位数	- 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	- 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	- 単位	うち必修単位数	- 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	- 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	- 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	- 単位				
総単位数	- 単位																							
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	- 単位																							
うち企業等と連携した演習の単位数	- 単位																							
うち必修単位数	- 単位																							
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	- 単位																							
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	- 単位																							
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	- 単位																							
<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>0 人</td> </tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計		0 人
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0 人																						
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0 人																						
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																						
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																						
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																						
計		0 人																						
<table border="1"> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td>0 人</td> </tr> </table>							上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	0 人																
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	0 人																							

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①卒業生の主な就業先である美容室等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。
②美容分野における学修の中心となる美容の知識、サロン実習、その他ビジネススキル等の教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。
④当学園の教育課程の編成は一部の学科を除き学園本部が統括している。そのため教育課程編成委員会も各分野ごとに各校共通の組織を設置する。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置付けについて

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置付ける。また、委員会での協議結果は大原学園教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。

②意思決定の過程について

- (ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。
(イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。
(ウ)委員会での協議内容は学園教育本部に提出し、学園全校の教育課程編成にも活用していく。
(エ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長・教務部長・教務課長が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目・内容・手法)の編成に反映させることができる。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
森 真奈美	SPC関西理美容事業協同組合和歌山支部	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
阪本 成生	株式会社 仁インターナショナル	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
田中 克実	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校 校長		—
太田 史巳充	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校 部長代理		—
吉本 卓真	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校 課長補佐		—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「ー」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
②学会や学術機関等の有識者
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (8月、11月)

(開催日時(実績))

- 第1回 令和5年8月4日 16:40～17:20
第2回 令和5年11月16日 16:40～17:20
第1回 令和6年8月1日 16:40～17:20

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

①教育課程変更計画

(ア)短期計画

ア. 外部講師による特別授業の継続検討

イ. 学内イベント、外部コンテスト中止に対する学生へのフォロー

(イ)中・長期計画

ア. 潜在的美容師へのアプローチ(介護美容師養成講座など)

イ. 中高生へのアプローチ(中学・高校及び教諭へのアプローチ、業界のバックアップなど)

ウ. 美容師国家試験実技試験官について調査

エ. 教員指導レベル向上のための外部講習会への参加

②令和6年度教育課程編成改善案に関する意見交換

(ア)現状の美容業界について

→学外委員からの提案・助言

人手不足の状況が続いている状況。

小規模なサロンであれば、育児休業等を取得しづらい環境もあり、美容師免許を持っている者の大半が、美容業界で働いていない状況がある。

(イ)退職防止について

→学外委員からの提案・助言

厳しさから、辞めていく美容師が多くいる現状がある。インターンシップ等を通じて、美容室の雰囲気・先輩との関わりについて、学生の頃から取り組むことが退職防止につながると考える。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

①学校又は学校住居地近郊サロンにおいて、実習及び見学の実績のあるサロン、または、実習受け入れの実績があるサロンを選定している。

②企業等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実践する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

美容実習運営に関して企業等と協定書を締結、打合せを行い、下記の4点について講義内容の質向上のために連携している。

①実習授業内容構築へのサポート

②当該実習授業における評価ポイントの確認

③授業方法に関する教員への指導

④学生の学修習熟状況の評価

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企 業 連携 の 方 法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
美容実習	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	サロンの業務内容を理解することを目的として、サロンにおいて、担当職員の指導の下、実習を行う。 サロンの基本的機能の理解、サロン内におけるスタイルリスト、アシスタントの役割、具体的業務の理解、接客応対方法の実践を学ぶ。	株式会社 仁インターナショナル

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。そのために以下のとおり教員研修の環境を整える。

「大原学園 教職員研修規程」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示または本人の意思により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内、校外において、学園が企画する研修は以下のとおり。

- ①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修
- ②大学教授等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施
- ③学内に設置される附帯教育講座を利用しての自己啓発

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	和歌山県の理美容業界について	連携企業等:	株式会社仁インターナショナル
期間:	令和5年12月13日	対象:	和歌山校職員
内容	和歌山県の理美容業界について		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	日常の支援に活かせるカウンセリングの技法を学ぶ	連携企業等:	和歌山県教育カウンセラー協会
期間:	令和5年11月18日	対象:	和歌山校職員
内容	様々な対人援助の現場で活用できる「ブリーフセラピー」の技法について		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	和歌山県の理美容業界について	連携企業等:	株式会社仁インターナショナル
期間:	令和6年12月頃	対象:	和歌山校職員
内容	和歌山県の理美容業界について		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	愛着障害の理解と支援	連携企業等:	和歌山県教育カウンセラー協会
期間:	令和6年11月23日	対象:	和歌山校職員
内容	適切な支援、具体的な関わり方		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行い、有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員会を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	①理念・目的・育成人物像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。
(2)学校運営	①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や賃金での待遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。
(3)教育活動	①各学科の教育目標、育成人物像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか。 ②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。 ③カリキュラムは体系的に編成されているか。 ④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。 ⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。 ⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑦育成目標に向け授業を行なう事ができる要件を整えた教員を確保しているか。 ⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑨資格取得の指導体制はあるか。
(4)学修成果	①就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③退学率の低減が図られているか。 ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。
(5)学生支援	①就職に対する体制は整備されているか。 ②学生相談に関する体制は整備されているか。 ③学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥学生寮等、学生の生活環境への支援は行なわれているか。 ⑦保護者と適切に連携しているか。 ⑧卒業生への支援体制はあるか。
(6)教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ②学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。
(7)学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行なわれているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③入学選考は適正かつ公平な基準に基づき行なわれているか。 ④学納金は妥当なものとなっているか。

(8)財務	①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行なわれているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。
(9)法令等の遵守	①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に關し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。
(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行なっているか。 ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。
(11)国際交流	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学生の社会適応能力についての意見を頂戴し、単なる資格取得のみならず、実務を意識した教育を行い、座学と実学の両方を修得するための指導を取り入れる。また、全員参加の学校行事、クラブ活動やボランティア活動などの社会貢献活動を通じてコミュニケーション力の向上に向け改善を行っている。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任 期	種 別
市末 利行	青山商事株式会社	令和5年4月1日～令和7年3月 31日(2年)	企業等委員
木村 優也	ホテルアバローム紀の国	令和5年4月1日～令和7年3月 31日(2年)	企業等委員
二宮 竜太	ホテルアバローム紀の国	令和5年4月1日～令和7年3月 31日(2年)	企業等委員
小坂 千寿	株式会社 アスクビューティー	令和5年4月1日～令和7年3月 31日(2年)	企業等委員
楠本 涼太	税理士法人くらしあす	令和5年4月1日～令和7年3月 31日(2年)	企業等委員
杉本 篤史	杉本公認会計士事務所	令和5年4月1日～令和7年3月 31日(2年)	企業等委員
辻 昭憲	A&T司法書士事務所	令和5年4月1日～令和7年3月 31日(2年)	企業等委員
橋本 憲司	株式会社 菓乃輪	令和5年4月1日～令和7年3月 31日(2年)	企業等委員
阪本 成生	株式会社 仁インターナショナル	令和5年4月1日～令和7年3月 31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和6年10月4日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのためには、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。

②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。

③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	①概要 ②教育方針 ③沿革
(2)各学科等の教育	①入学定員 ②受入方針 ③進級の認定 ④卒業の認定 ⑤称号の付与 ⑥目標とする試験 ⑦主たる試験の合格実績 ⑧卒業生の進路
(3)教職員	①教職員数 ②教職員の専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	①キャリア教育 ②実習・実技等 ③就職支援等
(5)様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②課外活動
(6)学生の生活支援	①完全担任制 ②就職教育
(7)学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等
(8)学校の財務	学園の財務状況公開
(9)学校評価	学校関係者評価結果
(10)国際連携の状況	留学生の受入
(11)その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和6年10月4日

授業科目等の概要

(衛生関係専門課程 美容学科)											企業等との連携		
必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要			配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法	場所	教員	
				講義	演習	実習・実技							
1	○		ビジネス教養	各講義、演習を通じ実社会での即戦力としての知識と実践力を習得する			1通	270	9	○		○	○
2	○		関係法規・制度	法制度の概要から我が国の衛生行政について学ぶとともに、美容師法の要求する美容師・美容所についての規定を理解する			1後	30	1	○		○	○
3	○		衛生管理	美容業務において、人の健康に関わる事が多いため、プロとして求められる衛生管理の知識、技術をみにつけるようにする			1通	90	3	○		○	○
4	○		保健	美容師として必要な基礎的な人体の構造、皮膚科学について学習する			1通	90	3	○		○	○
5	○		香粧品化学	香粧品に用いられる原料の化学的性質や配合目的などについて学び、安全性及び使用目的について知識を深める			1通	60	2	○		○	○
6	○		文化論	古代から現代までの美容の歴史を振り返り、日本の基本的伝統文化の知識を習得する。また、これからの美容のあり方を考察する			1前	60	2	△	△	○	○
7	○		美容技術理論	実務経験のある講師が、基礎的理論を基に技術に理論的根拠をあたえ、技術の習得を容易にする			1通	150	5	△	△	○	○
8	○		運営管理	サービス業としてお客様の求める価値を考え、提供し満足していただける接客、経営戦略を学ぶ。社会人として健全に働くために、労務管理、健康管理の重要性を学ぶ			1後	30	1	○		○	○
9	○		美容実習	実務経験のある講師が、美容基礎技術を基に技術の習得を容易にする			1通	900	30	△	△	○	○ ○ ○
10	○		職業実践	各実習、演習を通じ実社会での即戦力としての知識と実践力を習得する			1後	330	11		△	○ ○	○
合計							10	科目				67 単位 (単位時間)	

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業の認定は、修業年限以上在学し、1700時間以上を履修し、かつ定められた授業科目及び単位数（62単位）を修得し、卒業審査に合格した者について、校長が行う。 卒業要件 :	1学年の学期区分	2期
学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出により評価する。なお、本校において必要と認めた場合に限り、追試験または再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験を受験しなかった者に対して行う。再試験は試験等受験の結果、不合格になった者に対して実施する。 また、学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。 授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりG P (Grade-Point) を与える。 履修方法 :	1学期の授業期間	22週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。